

武蔵野市防災会議の公開・運営に関する確認

1 会議の公開

- (1) 武蔵野市防災会議が行う会議は原則として公開で行う。
- (2) 会議の傍聴要領は別に定める。
- (3) 審議内容が武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号）第6条ただし書の規定に該当する場合で、委員会が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議録の作成

- (1) 武蔵野市防災会議の会議録は、議事の概要を記した要点筆記とし、発言者の表記は「会長」「委員」「事務局」等とし、個人の氏名は掲載しない。
- (2) 会議録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

3 会議録の公開

- (1) 武蔵野市防災会議の会議録は、原則として公開する。
- (2) 会議録の公開は、市政資料コーナーへの配架及び市ホームページへの掲載により行う。
- (3) 武蔵野市防災会議が必要と認めるときは、会議録を非公開とすることができる。

武蔵野市防災会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵野市防災会議条例（昭和38年10月11日施行）第5条の規定に基づき会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開原則)

第2条 武蔵野市防災会議の会議は、公開する。ただし、会議を非公開とする武蔵野市防災会議の議決があったときは、この限りでない。

(傍聴人の定数)

第3条 委員会の会議の傍聴人の定数は、10人以内とする。ただし、武蔵野市防災会議の会長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第4条 武蔵野市防災会議の会議を傍聴しようとする者は、会議開催の前日までに、住所、氏名及び電話番号等連絡先を明らかにしたうえで、防災安全部防災課に申し込むものとする。

2 前項の場合において、傍聴は、前条に規定する傍聴人の定数を上限として申込順とする。

(傍聴席以外の入場禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 前条の規定にかかわらず、武蔵野市庁舎管理規則（平成19年8月武蔵野市規則第65号。以下「規則」という。）第6条第1項各号に掲げる行為を行う者その他会長が会議の運営上支障があると認める者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内では飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 委員会の委員及び職員の指示に従うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、武蔵野市防災会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、第2条ただし書の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、令和3年8月31日から施行する。